

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

大和郡山市長 上田 清

市町村名 (市町村コード)	大和郡山市 (203)
地域名 (地域内農業集落名)	額田部北地区 (額田部北町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月5日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

額田部北集落は、かつては30戸以上の農家で構成される農家集落であり、水稻栽培を中心として生産が盛んに行われていた。現在では、高齢化および後継者不足が進行し、集落内の農家の大部分が農地貸付の意向を持っていたが、中間管理機構を通じた貸付が進み、農業法人の入作による水稻の作付けが拡大している。また、集落内の一部の農業者も自作地を耕作しており、集落全体で見ると水稻栽培もしくは保全管理がされている農地がほとんどで、耕作放棄地は一部のみにとどまる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

集落内の農地は外部の農業法人に対しての集積・集約が進んでおり、水稻栽培を中心として今後もこの農業法人への貸付の継続、作付けの拡大を推進してゆく。また、集落内の担い手に対しても農地を集約・集積してゆき、それらの法人・農業者が営農しやすくなるよう、営農環境の維持に努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	8.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	8.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の農業を担う者として位置付けられた者が耕作する農地を農業上の利用が行われる農用地等として地域計画の区域とした。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への集積を推進し、担い手が効率的に耕作できるようにしていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借に関する周知は他の集落と比べて大きく進んでいる。今後も、地区内で高齢化などにより営農困難になった農地について、農地中間管理機構に順次登録を行い、担い手への集積を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
分散している農地を集積・集約化することにより大区画化を図り、農道、用排水路の保全を行い営農環境の整備に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落内の農地の大半を耕作している農業法人を担い手として確保しつつ、集落内において、農業後継者の中で新たに地域の農業を担う者として位置付けられる農業者が現れた場合はその農業者も積極的に担い手として位置づけていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

集落内の地権者の高齢化が進み、今後、水路や農道の保守管理などの営農環境の維持をいかに継続していくかが課題となっている。